

日 月 送 受 号 課 局 議 合				欄 号 課 局 管 主			
第 号 送 受 月 月 日 日				第 号 送 受 月 月 日 日			
引揚援護方 援護局長宛 厚生大臣官房渉外課長 総司令部公衆衛生福祉局予防部長 ハ―シ―博士の口頭指示伝達に伴				案 起		判 決	
				昭和26年1月23日		1月23日	
				受局付課		合 校	
				月 第		行 施	
				日 号		1月23日	
				主任		起案用紙(丙)	
				事務官			
				課長			
				案			
				年 月 日			

本日臨時令於公衆衛生福祉局予防部長ハ―シー博士より
左の通り口頭の指示を受け、之をお知らせする。

記

RCSI JPHI 07 につき、上陸港における到着引揚者の

健康報告（一、船名別及び二、月報）は今後提出しなさい。

らう。

26年1月23日

海外係長

引揚揚信局局長 殿

（総司令部係長正務局長）

本日午後、予防部長 ハーシー博士より左通り

口頭の指示も受けたり、お知らせする

記

RCS-IJPH-107に基く上陸港に於ける到着
引揚者の健康報告（一、船名、二、月報）は
今後提出したるより

日 月 送 受 号 課 局 議 合				欄 号 課 局 管 主			
第 28 B 號	第	第	送 受		送 受		
	号		号	号	号		
	月 月		月 月	月 月	月 月		
日 日		日 日		日 日		日 日	



連合國・中立國・敵國・特殊地位及び
地位未決定國の定義に關する中

課長 安 奇

主任

年 月 日

外務局長

官房長

引揚課長

丙

判 決	2 月 28 日
合 校	
行 施	2 月 28 日
受 局 付 課	2 月 28 日
案 起	昭和 26 年 2 月 1 日

起案用紙(丙)

標記の件にて、外務省連絡幹事会に於ける
資料の寫しと別紙に送り、送付するから、以て
に供する。

此を別紙として、下付の如く添付する。

「連台國、中立國、敵國、特殊地位及び地位未決定國の定義に關する件」

一月九日付SCAPLN二二二六
一月十二日午後四時四十分授受
外務省条約局条約課王官

本見書をもつて、本件一九四八年六月二十一日付SCAPLN一九一二を廃止するとともにあらためて各國の地位を定義していか。右定義は廃止見書と同様であつて、ただ「連台國」に新たに *Indonesian, Laos, Cambodia, Laos, Vietnam* 三國が加えられている。